

明治太政官期の修史部局における記録管理

—「修史局・修史館史料」の分析から—

佐藤大悟

【要旨】

本稿は、明治太政官期の修史部局の記録管理を分析するものである。太政官の記録管理部局から派生した修史部局は、歴史を編纂する修史的側面に加え、史料や図書の収集・管理といったアーカイブ的側面を併せ持つため、当該期のアーカイブズ認識や制度を検討する上で重要な事例である。

歴史課の成立経緯を、「記録編輯」の編纂物を提示しつつ、明治元年11月記録編輯掛、3年11月記録編輯局、4年8月記録局（同9月記録分局設置）といった段階を明示して論じた。5年10月の歴史課設置は、政府の様々な記録管理を掌る正院記録局内の分課構想が、正院の分課に落ち着き、内史・外史に記録局の各課が分課された結果だと位置づけた。

成立した修史部局の記録管理を、東京大学史料編纂所所蔵「修史局・修史局史料」を用いて分析した。記録管理制度については、歴史課、修史局、修史館の段階別に解明し、記録局出身の官員らによって取扱事項の明文化などの整備が進められたことを指摘した。その上で制度に対応する記録管理の実態に迫り、「修史局・修史館史料」のうち往復文書、日記・官員履歴類、受付録、図書目録の簿冊について整理し、これらと別に史料編纂所が所蔵する簿冊との対応関係を示した。

以上を踏まえ、当該期の政府の記録管理を捉えるには、修史部局やそれと同様の成立経緯・アーカイブ的側面を持つ地誌・統計編纂事業の検討が不可欠である点を指摘した。

【目次】

はじめに

1. 政府の記録と修史部局

- (1) 文書行政における「記録編輯」業務
- (2) 修史部局の成立

2. 修史部局の記録管理制度

- (1) 歴史課（明治5年10月4日～8年4月14日）の記録管理制度
- (2) 修史局（明治8年4月14日～10年1月18日）の記録管理制度
- (3) 修史館（明治10年1月26日～19年1月9日）の記録管理制度

3. 「修史局・修史館史料」にみる修史部局の記録管理

- (1) 「修史局・修史館史料」の概要
- (2) 往復文書
- (3) 日記・官員履歴類

- (4) 受付録
 - (5) 図書目録
 - (6) 「修史局・修史館史料」の形成
- おわりに

はじめに

本稿は、明治太政官期の修史部局¹⁾における記録管理制度を分析し、記録管理部局から分離した成立経緯と併せて、修史部局が政府の記録管理に占めた位置の一端を検討するものである。

近現代日本の記録管理に関する研究は、歴史学における古文書学に由来する近現代史料学と、アーカイブズ学における記録管理史から相互補完的に深められてきた²⁾。とりわけ明治政府成立後の太政官期は、両者の方法論が交錯する時期としても重視されている。

「近代史料学」を提起した中野目徹氏は、明治太政官期の文書行政を文書処理、文書施行、文書保存の三過程に区分し、記録管理史と通じる文書保存：原議綴の「保存の過程を遡及して一定の規則で編纂され伝来した経緯を探」ることに加え、文書処理：「原議からうかがえる稟議制の実態に即して組織の意思決定プロセスを解明する」ことを「近代史料学」の方法とした。その上で、太政官期の記録管理部局が作成した「明治太政官文書」の構造と伝来を明らかにし、内閣制移行に至る文書行政の確立を論じた³⁾。

記録管理史においては、渡邊佳子氏が太政官の記録管理部局の組織や制度を分析し⁴⁾、各省庁の個別研究も蓄積された。本稿が対象とする修史部局に関しては太田富康氏が、当該期の記録概念や、修史部局の指示した「府県史」編纂事業が府県庁の記録管理の整備に与えた影響を検討し⁵⁾、修史部局による修史事業と明治政府の記録管理の近接性を指摘している⁶⁾。

太政官期の修史部局については、史学史においても論じられてきた。先駆的には史学思想への関心に基づく大久保利謙氏⁷⁾や宮地正人氏⁸⁾の研究があり、近年は修史事業の内実を踏ま

- 1) 本稿は、明治5年10月太政官正院に置かれた歴史課、明治8年4月改組された太政官正院修史局、明治10年1月設置の修史館(～明治19年1月)を修史部局と総称する。
- 2) 研究史整理として、史料学は鈴江英一『近現代史料の管理と史料認識』(北海道大学図書刊行会、2002年)第10章、中野目徹『近代史料学の射程』(弘文堂、2000年)序章。記録管理史については安藤正人『記録史料学と現代』(吉川弘文館、1998年)第1章、同「アーカイブズ学の地平」(国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上、柏書房、2003年)。
- 3) 中野目前掲書、13頁。
- 4) 渡邊佳子「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」(安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、1996年)、同「内閣制創設期における記録局設置についての一考察」(『GCAS Report学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』2号、2013年)、同「日本近代における公文書管理制度の構築過程」(安藤正人・吉田裕・久保亨編『歴史学が問う 公文書の管理と情報公開』大月書店、2015年)。
- 5) 太田富康『近代地方行政体の記録と情報』(岩田書院、2010年)第3、6、7章。
- 6) 例えば外務省の幕末外交文書編纂に関する田中正弘『近代日本と幕末外交文書編纂の研究』(思文閣出版、1998年)からも、太政官期の記録編纂と修史事業の関連性が示唆される。
- 7) 大久保利謙『大久保利謙歴史著作集七 日本近代史学の成立』(吉川弘文館、1988年)。

えてそれらを再考する動きが進んだ。修史事業と記録管理との関係にしぼると、明治政府の修史事業を総体的に解明したマーガレット・メール氏は、設置当初の歴史課が修史よりも文書館としての機能を果たしたと言及した⁹⁾。「復古記」編纂の経緯をみた箱石大氏¹⁰⁾、修史部局における正史・同時代史記述をめぐる構想を考察した松沢裕作氏¹¹⁾は、政府の記録から歴史が分化する過程を検証した。とくに松沢氏は、西南戦争に関する「征西始末」の編纂事業においては、「アーカイバルな方法」と「ヒストリオグラフィカルな方法」とが未分離な状態で、歴史記述が、記録史料のライフサイクルを切断して先行するような事態が発生していた¹²⁾と論じた。

このように歴史学とアーカイブズ学の双方から、明治太政官期の修史部局の両義的位置、すなわち修史的側面とアーカイブズ的側面を併せ持っていたことが指摘される。逆の見方をすれば、太政官期の記録管理制度やアーカイブズ認識を考察するには、記録管理部局に加えて修史部局を視野に入れる必要があるといえるだろう。

以上を踏まえ、本稿は第一に、修史部局が成立した経緯を検討する。修史部局は太政官の記録管理部局から派生した部局であり、その経緯から政府の記録管理に占めた位置を考察する。

第二に、修史部局における記録管理制度を解明する。修史部局は太政官の一部局として、他部局と同様に行政文書を作成・保存していた。ただ、修史部局が両義性を有したのは、修史や歴史編纂などと現在称される業務だけでなく、その材料となる史料や図書の収集・保存業務を掌ったためであった。本稿は修史部局における記録管理を、修史部局が行政組織として作成・保存する文書の管理（いわゆるレコード・マネジメント）だけでなく、その業務として収集・保存する（アーカイブズとする）史料・図書の管理を含めて定義する。このように記録管理を業務に即して広く捉えることで、修史部局の有した両義性にアプローチしたい。

第三に、修史部局の一次史料である「修史局・修史館史料」から、記録管理制度にもとづき作成された簿冊を整理し、その構成や史料群の来歴を考察する。これに関して、前述の太政官・各省庁の研究は方法論や史料上の限界から、決裁原議や制度面の分析に比して管理業務の内実を論じていないとの批判がある¹³⁾。その批判に応える重要な一事例として、他部局において残存しない類の記録管理の実態を示す史料を「修史局・修史館史料」から提示する。

8) 宮地正人「政治と歴史学」(西川正雄・小谷汪之編『現代歴史学入門』東京大学出版会、1987年)、同「幕末・明治前期における歴史認識の構造」(田中彰・宮地正人校注『日本近代思想大系13 歴史認識』岩波書店、1991年)。

9) マーガレット・メール著、千葉功・松沢裕作訳者代表『歴史と国家』(東京大学出版会、2017年) 26頁。ただし職制全般を扱う第3章において記録管理職制への言及は少ない。

10) 箱石大「戊辰戦争研究の史料となった「復古記」」(箱石大編『戊辰戦争の史料学』勉誠出版、2013年)。

11) 松沢裕作「明治太政官における歴史記述の模索」(『東京大学史料編纂所研究紀要』21号、2011年)、同「明治政府の同時代史編纂」(前掲『戊辰戦争の史料学』)、同「修史局における正史編纂構想の形成過程」(松沢裕作編『近代日本のヒストリオグラフィー』山川出版社、2015年)。

12) 前掲、松沢「明治太政官における歴史記述の模索」、67頁。

13) 柏原洋太「太政官・内閣の記録管理部局作成文書について」(『中央史学』41号、2018年)、同「太政官・内閣の記録管理部局による文書管理業務」(松尾正人編『近代日本成立期の研究 政治・外交編』岩田書院、2018年)。

1. 政府の記録と修史部局

(1) 文書行政における「記録編輯」業務

記録管理部局から修史部局が分離する経緯について、先述の箱石大氏、松沢裕作氏、渡邊佳子氏の研究に対し、官員履歴や未使用の史料から実態面を補い、位置付けを改めて考察する。

新政府における文書行政は、慶応3(1867)年の三職七科制では参与役所、明治元(1868)年2月3日の三職八局制では総裁局弁事・史官、閏4月21日の政体書官制では議政官上局の史官と行政官の弁事・史官が所管した。議政官廃止後の10月29日の「弁事分課」は、行政官弁事が願・伺の受付や施行伝達を行い、権弁事中に別局として設置する「御記録掛り」が「日々御決議ニ相成候事件ヲ分類編集シ、一部之御記録ニ相成候様可致事」を定めた¹⁴⁾。「御記録掛り」は11月2日に権弁事の小野伺之助、12月15日に昌平学校三等教授の蒲生重章が「記録編輯掛」に任命されたことで具現化し¹⁵⁾、早くも11月4日の行政官達で、「御記録編輯」のため「日記書類副本」を取調べ差出すよう五官に指令した¹⁶⁾。はじめに述べた中野目徹氏の定義に照らせば、この時点から政府の文書行政において、文書処理一般を担う弁事と、そのうち五官の文書保存に特化した記録編輯掛が区別されたとみなせる。

本稿の視角から興味深いのは、行政官達を受けた外国官が行政官弁事へ宛てた「二年二月五日再次ノ照会」である。外国官は、文書の重要度を踏まえ副本を作成しても煩勞であり、「史籍ノ御体裁」が伴わなくなると批判し、往復書簡類のみの編纂を願い出た¹⁷⁾。記録編輯掛が編纂する記録が「史籍」つまり史書と共通の性格を有するとの認識は重要で、このころ新政府は正史編纂事業を開始し、府藩県へ明治維新に関与した人物の事蹟調査を達していた。だが前者は大学校内の意見対立から中断し¹⁸⁾、後者は正確性や継続性を欠いた¹⁹⁾。

修史事業が停滞する一方で、政府の文書行政は徐々に整備されていく。明治2(1869)年7月8日の職員令発布により行政官が廃止され、太政官の史官が太政官日誌編纂を含む文書行政を担うことが定められた。史官のうち、8月7日に桜井能監と佐藤楓が権少史として日誌編纂に、8月15日に大史の元田直、17日に少史の蒲生重章が「記録ノ事務」に、明治3(1870)年2月に大史の菱田重禧と少史の兵頭正懿が記録編輯専任に、大史の北川泰明と巖谷修が記録編輯掛にそれぞれ任じられた²⁰⁾。五官の記録編纂も継続され²¹⁾、3年5月25日史官は諸官省に対し、差し出すべき記録の部類を設定し、各省で記録掛の分課を設け管理させるよう指令し、記

14) 前掲、渡邊「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」、165～166頁、『法規分類大全』第1編、官職門1至6(内閣記録局編・刊、1889年)、125頁。

15) 両名の任命は「小野伺之助ニ記録編輯掛ヲ命ス」、「蒲生精庵ニ記録編輯掛ヲ命ス」、「太政類典」第1編・第28巻、太00028100。以下、「公文録」「太政類典」「記録材料」「諸帳簿」「単行書」「諸官進退」といった国立公文書館所蔵史料は、所蔵機関名を省略し請求番号を注記する。

16) 「記録編輯ニ付五官ノ日記類ヲ徴集ス」、「太政類典」第1編・第38巻、太00038100。

17) 「太政官沿革志二十七 記録局沿革」単01434100、以下「記録局沿革」と記す。

18) 大久保利謙『大久保利謙歴史著作集四 明治維新と教育』(吉川弘文館、1987年)第6・7章。

19) 『法令全書』明治2年、第1013。『法令全書』は年、法令番号を注記する。

20) 以上、前掲「記録局沿革」各日。

21) 東京史官を作成部局とする明治元年10月～2年1月分の「五官府県録」(「記録材料」記00198100)が確認できる。

録提出を成就させようとした²²⁾。明治維新に関与した人物調査も、3年4月5日華族・諸藩・静岡県に対し記録の提出を命じたが、その目的に「御記録編輯御用」を掲げていた²³⁾。

こうした業務を担った太政官史官の記録編輯掛は、明治3年末までに記録編輯局と改称された。3年11月17日に保科保、下条元春、城井立造、吉岡立太郎が「記録局出仕」、12月9日に山田時章が「記録編輯局出仕」、明治4（1871）年1月12日に平塚脩が「編輯局御雇」、2月5日に奥並統、4月3日に城井慎太郎、馬杉繫、原田慰良が「記録編輯局出仕」、5月15日に中村弘毅が「記録編輯御用掛」に任じられた²⁴⁾。

この時期に関して「太政官に於きまして、史官で之に関係致しまして元田某、川北某等が復古記編纂の事に従事」したとの回想をもとに、「復古記」編纂業務か否かは留保しつつも、大史の元田直と権大史の川北長颯の関与が指摘される²⁵⁾。だが、官員履歴を踏まえれば、「川北某」は誤記で、3年2月記録編輯掛に任じられた北川泰明を指すと考えられる。また、記録編輯局が作成した簿冊²⁶⁾を数点確認でき、例えば「考証人名録」は指令に応じた藩から出された明治維新「殉難」者の記録であった。以上を踏まえれば、太政官の記録編輯掛・局の業務は、政府内の文書保存を中心としながらも、それにとどまらない修史への傾きを胚胎していたといえる。そして、正院記録局設置に伴う機構改革を経て、修史事業が本格的に開始される。

（2）修史部局の成立

廃藩置県実施後の4年7月29日に太政官三院制が導入され、史官は太政官正院に属した²⁷⁾。8月には「正院処務順序」で、「新旧ノ記録ヲ類編シ、百官ノ履歴ヲ表叙シ、日誌等ヲ作ルヲ以テ、記録局ノ主務トス」と、記録局の名称や文書保存業務が規定された²⁸⁾。

記録局の新設に伴い記録編輯局は廃止された²⁹⁾。しかし9月20日に六等出仕記録掛に任命された長松幹³⁰⁾が「主トシテ復古記ノ必要ヲ唱へ、記録局ノ中更ニ別局ヲ開キ、専ラ復古維新ノ際ニ於ケル記録ノ材料ヲ蒐輯」³¹⁾を主導したことで、修史的側面は記録局内の「別局」＝記録分局により色濃く引き継がれた。9月末に設置された記録分局³²⁾には、十等出仕記録掛

22) 「諸官省ニ記録掛ノ分課ヲ設ケ戊辰以来ノ文書ヲ分類調査セシム」、「太政類典」第1編・第38巻、太00038100、前掲「記録局沿革」3年5月25日。

23) 『法令全書』明治3年、第267～269。前掲、松沢「明治政府の同時代史編纂」、173頁。

24) 以上、「諸帳簿・記録局諸則沿革録附録一・旧局員履歴」帳00064100。4月3日の3名の任命は「記録編輯局ニ出仕ヲ置ク」、「太政類典草稿」第1編・第16巻、太草00016100。

25) 沢渡広孝「国史編纂の始末に関する事実附二節」（『史談会速記録』14輯、1893年、71頁）、箱石前掲論文、144～145頁。

26) 「記録材料」に、表紙に「記録編輯局」とある「考証人名録」記00210100、「西京往復集鈔附留守」記00131100、「藩伺願書留」記00148100がある。

27) これに伴い「従来ノ史官・記録ノ事ニ任スル者皆廢」され新たな官員に代えられたというのが、再度雇われた官員も確認できる（前掲「記録局沿革」4年7月29日）。

28) 前掲『法規分類大全』第1編、官職門1至6、156～157頁。原本（「単行書・官符原案・原本・第一」単00211100所収）は「日誌政表」を「日誌等」に修正する。

29) 前掲「諸帳簿・記録局諸則沿革録附録一・旧局員履歴」では、8月29日に平塚脩が「編輯局被廢不及勤務候事」となった。

30) 「諸官進退・諸官進退状第1巻・明治4年7月～9月」任A00001100。

31) 「太政官沿革志三十二 修史局沿革」単01439100、長松・沢渡の口述による編纂者の注記。

32) 「犬上県土族宮川剛足柄県管下農藤田安蔵右御雇写字被仰付ノ件」、「記録材料・雑書」、記

の広瀬進一、十四等出仕復古課掛の下条元春も所属したとみられる³³⁾。記録分局では、岩倉使節団に携帯させる「復古攬要」の編纂を経て、明治5 (1872) 年6月に「復古記」編纂の命と委員任命があり³⁴⁾、8月史誌編輯御用掛となった長松を中心に「復古記」編纂業務が進められた。

一方、記録分局を含む記録局を分課する改革が、5年8月までの間に計画された節がある。「〔記録局各課事務章程〕」という仮題の史料は、記録局の分課として編輯課・史誌撰修課・政表課・印刷課・翻訳課を挙げている。中野目徹氏は4年8月設置の記録局の分課を定める裁可書原本とするが³⁵⁾、①押印者の履歴³⁶⁾、②4年8月頃の記録局は3課からなり³⁷⁾、それらの業務を編輯課に集約した上で新たに課を設けようとしていること、③史誌撰修課の職掌に含まれる「全国地理図誌」という呼称は5年4月の陸軍省による地誌編纂³⁸⁾にのみ確認され、それ以降の文書とみられること、④5年10月の正院分課に伴う諸改革(各省による地誌編纂の正院地誌課への統合、4年12月に設置された正院政表課の地誌課への吸収、印書局・翻訳局の設置)の前提といえることから、5年8月頃を下限に作成され裁可を受けたが、即座に内容通り施行されなかった文書だと推定できる。記録分局を「全国地理図誌ヲ撰定シ政記歴史ヲ編纂スルヲ掌ル」史誌撰修課に改組する構想であった³⁹⁾。

だが結果的には、記録局内の分課ではなく正院の分課として改革は実行された。10月4日の正院分課⁴⁰⁾によって、内史に履歴課、監部課、大使事務課、外史に庶務課、記録課、歴史課、地誌課、用度課、翻訳局、印書局が設置され、記録局は履歴課を除き外史の課に分割された。庶務課は「申達」と「布告」、記録課は「編輯」と「日誌」の関係業務が割り当てられた。「史誌」は一課に合併されず、9月24日に正院に置かれた「地誌局」⁴¹⁾が分課後に地誌課となり、政表業務をも所管した。この正院分課には、太政官の様々な記録管理を担う部局が、純粋な記録管理部局=記録課とは別の部局として独立する意義があったといえよう。記録分局は宮内省の御系図取調局⁴²⁾の業務と官員を合わせた歴史課⁴³⁾となり、記録管理部局から派生して修史部局が成立するに至った。続いて、こうして成立した修史部局における記録管理を考察する。

00429100、では兩名へ9月28日出頭を命じ10月2日雇用している。註25)に挙げた沢渡の回想を典拠に、箱石前掲論文145頁は7月設置とするが、長松着任後の9月末と確定できる。

33) 註30)に同じ。広瀬は9月28日、下条は9月29日に任命された。

34) 前掲、沢渡広孝「国史編纂の始末に関する事実附二節」、72頁、箱石前掲論文、146頁。前掲「諸帳簿・記録局諸則沿革録附録一・旧局員履歴」において5年6月8日に藤川三溪が御用掛、7月12日に沢渡広孝、岡千仞、八木佳平、黒川秀波、広瀬孝が出仕しており、彼らが沢渡の回想に言う「復古記」編纂の委員であると思われる。

35) 中野目前掲書、231～232頁。

36) 押印者はいずれも史官で、在任期間の最も短い川田剛は4年8月～5年8月権大外史。

37) 「記録局分課ノ一編纂課処務ノ目的草案」、「諸帳簿・記録局諸則沿革録一・自明治六年至同十八年・記録課之部一第一類通則」帳00052100。

38) 『法令全書』明治5年、陸軍省第72。

39) 以上、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」イ14-A0520「〔記録局各課事務章程〕」。

40) 前掲『法規分類大全』第1編、官職門1至6、158～159頁。

41) 「今般正院中地誌局被置」、「単行書・官符原案・原本四」単00214100。

42) 3年間10月に設置された御系図取調掛に由来し、4年3月15日に局となった(「御系図取調局ヲ置ク」、「太政類典草稿」第1編・第26巻、太草00027100)。

43) 小松彰が10月2日「史誌編輯課長」(「諸官進退・諸官進退状第10巻・明治5年9月」任A00010100)に任じられた形跡がある。その後小松は歴史課長を務めた。

2. 修史部局の記録管理制度

本節では、修史部局における記録管理制度を、修史部局全体の職制の変遷に沿って考察する。はじめに述べたように、修史部局が太政官の文書行政において作成する文書だけでなく、その業務として収集・保存する史料・図書を含めた記録の管理について検討する。

（1）歴史課（明治5年10月4日～8年4月14日）の記録管理制度

残念ながら、前節で述べた5年10月の設置から6年5月の太政官制潤飾、皇城炎上までの歴史課の職制・実態は史料状況からほぼ不明で、官員履歴が判明する程度である⁴⁴⁾。

6年5月2日の太政官制潤飾後に定められた「歴史課事務章程」⁴⁵⁾の「各務規則」によると、編輯掛、校正掛、幹事掛、受付掛、図書掛、書記掛の6掛に分かれていた。編輯掛・校正掛・書記掛⁴⁶⁾が編纂業務に携わり、残る幹事掛・受付掛・図書掛が記録管理を担当した。

歴史課における記録管理は、「歴史課事務章程」第3章に「課務ニ関スル議案文書ヲ草シ或ハ申達往復スル等、必ス課長ノ示令ヲ承ケ施行ス、其他一切ノ事務及ヒ各省使府県ヲ始メ問訊応接等、亦示令ヲ承ケ或ハ稟告シテ施行スヘシ」とあるように歴史課長による統括が明示され、その下で幹事掛が「課中一般ノ庶務及ヒ立按往復等ヲ掌」った。具体的にはまず、受付掛が各所からの「文書ノ受付内外官員令扶等ノ応接」や「日録ヲ作ル」ことを担い、そのうち往復文書については幹事掛が「申達往復、課長ノ検査ヲ経テ、之ヲ簿籍ニ輯録シ、受付掛ニ付シテ施行ス」るよう定められた。図書掛は「楓山秘閣ノ図書ヲ管理シ出納ヲ掌」り、「進納書籍ハ秘閣印章ヲ押シ、課長ノ検査ヲ経テ収蔵」し、「諸課省使等借覧ヲ請ヘハ、証券ヲ照シテ出納」し、図書の往復事務は幹事掛に諮った上で受付掛に委ねた。

これに沿った記録管理の実態を2例掲げる。1例目に受付掛が作成する「日録」⁴⁷⁾をみると、書物・史料の貸借が大部分で、受付掛の官員の応答を記す。「日録」には「一、府県歴史藩史編輯之回議書財務課より回来候処、見込不都合ニ付、右書面広瀬へ相托し課長へ伺候事」（8月13日）など文書の往復も記録された。これは正院財務課から受付掛に到来した回議書を、広瀬（進一幹事掛）に託し歴史課長に伺うとの内容で、受付掛→幹事掛→課長という前述の往復文書の処理過程に合致する。15日に歴史課の意見を付箋に記し、再び財務課へ送られた⁴⁸⁾。

2例目に往復文書をまとめた3.(2)で後述する諸簿冊をみると、伺には「○月○日歴史受付」の朱字の下に下条元春、広瀬進一、黒川秀波の3名の印が確認できる。いずれも記録局出身で設置当初より歴史課に在籍した官員である。彼らが受付掛または幹事掛として伺を受け、指令に際しては1例目と同様に課長の検査を経て府県に発した。

44) 東京大学史料編纂所0170-21「修史館官員転免履歴」。以下、請求記号0170で始まる東京大学史料編纂所所蔵史料は、所蔵機関名を省略し請求記号を付す。

45) 「太政官沿革志三十一 修史館事務章程」単01438100。

46) 編輯掛は「諸記ヲ博搜シ編次輯録スルヲ掌ル」、校正掛は「底本草稿等書記謄写ノ事ヲ管シ校正検査スルヲ掌ル」、書記掛は「校正掛ノ吩咐ヲ受け諸記録文書ヲ謄写スルヲ掌ル」と定められた。なお第4条によると各事務は専任・兼任の両方で従事された。

47) 「修史局・修史館史料」05-001「日記 第一号」。明治6年5～9月分で、表紙に「明治六年五月五日火後 歴史課」とあるように皇城炎上後に作成された。7・8月は「日録」とある。

48) 同上、8月15日。

修史局へ改組後作成された文書ではあるが、歴史課の職制に関して「濫觴記」という簿冊に綴られた表⁴⁹⁾も参考になる。「復古記」・「孝明天皇即位以来実記」・「朝報掲要」を担当する編輯掛・校正掛・写字の官員の表と、「書籍出納参照」とある表で、後者は「使府県史」「従小松天皇至仁孝天皇」「藩翰譜書統復古勤勞殉国事蹟」「華族公卿神官僧侶系譜」「御系図掛」「図書掛」に官員が分けられる。「使府県史」の枠の下に「幹事掛」として広瀬進一、下条元春、「藩翰譜」の枠の下に「受付掛」として黒川秀波の名があり、上記の2例目の考察の裏付けとなる。また、図書掛に服部親民や池田晃淵といった官員が属していたこと、この時期「編輯掛」等とは別に「御系図掛」が設けられていたことも分かる。

(2) 修史局 (明治8年4月14日～10年1月18日) の記録管理制度

漸次立憲政体樹立の詔が發布された明治8年4月14日、正院職制改定に伴い歴史課は修史局に改称された。修史局は「国史ヲ纂修」する内史所管の局⁵⁰⁾と定められたが、局内における編纂方針や職制の整備には数月を要した。

修史局は5月、「修史事宜」⁵¹⁾によって編纂方針を伺った。編纂対象時期を室町・織豊期、江戸期、維新时期に区切り、前二者は年月日順の綱文・典拠史料からなる「埒史料」の体裁にならう「史料」を作成し、後者は「復古記」や「太政類典」等をもとに、正史を編纂することを述べる。これは7月に閣議で決裁され、修史局内の意見諮詢をもとに9月に「編輯着手ノ方法」・「修史局職制章程」を伺い決裁された⁵²⁾。「編輯着手ノ方法」は、第一課が応永元(1394)年～慶長19(1614)年、第二課が元和元(1615)年～慶応3(1867)年、第三課が慶応3(1867)年～明治7(1874)年、第四課が万寿2(1025)年～明德4(1393)年を担当し、第一、二、四課は史料作成、第三課は「復古記」完成後に編年史を編纂することを定めた⁵³⁾。9月には内務省地理寮から地誌課が修史局に合併され、別に地誌掛として地誌編纂を担当した⁵⁴⁾。

「修史局職制章程」では、総裁、副総裁、総閲、修撰、協修、書記、繕写生と、局長、副局長、幹事が置かれ、総閲・修撰・協修・書記・繕写生が直接の編纂業務に携わり、幹事が「記録往復及雑務ヲ掌ル」として記録管理を担当した。

修史局における記録管理に関して職制類に記述は見られない。おそらく歴史課の幹事掛・受付掛の業務を、幹事掛が一括して担当したのであろう。修史局には第一～四課とは別に本局⁵⁵⁾が設けられ、局長、副局長ら各課所属の官員数名の他、副総裁伊地知正治と下条元春、黒川秀

49) 「修史局・修史館史料」03-200「濫觴記(歴史編纂沿革)」。修史関係の法令類が雑纂され、8年4月14日の正院職制に次ぐ最後の丁に「明治八年六月二十七日改定」として掲げられる。8年9月19日の修史局職制以前で、歴史課の職制を引き継ぐものと推定する。

50) 「内外史官被廢吏ニ官等被置候御布告案」、「公文録」明治8年・第9巻、公01386100。8年9月22日の内外史廃止により史官の局となった。

51) 「修史事宜伺」、「公文録」明治8年・第7巻、公01377100。

52) 「本局職制并着手方法等伺」、「公文録」明治8年・第9巻、公01386100。

53) 以上、前掲、松沢「修史局における修史編纂構想の形成過程」による。メール前掲書第3章第1節も官員に詳しい。第四課は御系図掛の呼称を変更した課である。

54) 「地理寮中地誌課正院へ被附修史局へ合併相成度伺」、「公文録」明治8年・第9巻、公01386100。

55) 0170-13-8「修史局日記」9年10月6日「当局中分課是迄第何課と唱へ来候得共、史官分科と紛れ易ク候二付、自今第何局と改称、本局ヲ総局と相改候事」により、第一～四課は第一～四局、本局は総局と改称された。

波、八木佳平が出仕しており⁵⁶⁾、この3名を幹事掛と比定する。各課・本局に属さない図書掛もやはり歴史課の頃と同様の出納業務に携わった⁵⁷⁾。記録管理について修史局は歴史課の業務を基本的に踏襲したとみなせる。幹事掛による毎月の日記の作成や文書の往復が確認できる。

（3）修史館（明治10年1月26日～19年1月9日）の記録管理制度

明治10年1月18日、太政官正院の廃止に伴い修史局も廃止され、26日に修史館と改組された。政府財政難を理由としたため、修史局に比べ修史館は予算・組織ともに縮小された³⁸⁾。

修史館の分局と編纂方針は、「分局及ヒ編輯着手ノ方法」⁵⁹⁾によって、「館中三局ヲ分置シ、第一局ハ総裁館長及ヒ幹事一二員事務ヲ処分スルノ所トシ、書籍掛吏員之ニ附属ス、第二第三局ヲ編輯所トス」とし、維新前後で編纂対象時期を区分した。維新前を扱う第二局は甲科が南北朝～織豊期、乙科が徳川期、維新後を扱う第三局は甲科が「復古記」「明治史要」「府県史」等、乙科が地誌を担当した。記録管理は、書籍掛が付属し「館務ヲ総理」する第一局が担当した⁶⁰⁾。ただし第三局乙科の地誌編纂業務は10年12月に廃止され11年1月内務省へ移管された⁶¹⁾。

1月26日に定められた「修史館職制」では、総裁、編修官、掌記、繕写と、館長、幹事が置かれ、編修官・掌記・繕写が編纂業務に携わり、幹事が「出納記録往復及ヒ館内一切雑務ヲ掌リ又秘閣ノ事ヲ兼務ス」とされた⁶²⁾。同年11月2日に「修史館職制」は改定され、掌記が「群籍ニ就テ事実ヲ分纂校録シ、兼テ図書ヲ管シ、又出納往復及ヒ館内雑務ヲ掌ル」、幹事が廃止され新たに監事が「編修ヲ監シ功課ヲ督シ兼テ諸務ヲ弁理スルヲ掌ル」となった⁶³⁾。このように記録管理は10年1月～11月は第一局の幹事、11月に幹事廃止後は第一局の掌記が担当した。

56) 0170-9「史料編纂始末」4所収の、「修史局宿直概則・官員宿所附」で本局、「明治九年十月改修史総局壺式三四局図書地誌係人員」で総局への出仕が確認できる。

57) 同上史料により、図書掛には設置時の官員に西常直、池田晃淵、藤田安蔵、池内基、9年10月以降は西、池田、池内、斎藤良一郎、岡沢藤介が確認できる。

58) メール前掲書、30頁。御系図掛に由来する修史局第四課もこのとき宮内省へ移された。

59) 前掲「太政官沿革志三十一 修史館事務章程」は「修史館分局及編輯着手ノ方法改定（割注：十二年六月（失日）稟定）」とし、太田前掲書（210頁）もそれを踏襲するが、「修史館年俸并編輯方法及ヒ考課表」、「単行書・官符原案・原本・第十二」単00222100、所収の「分局及ヒ編輯着手ノ方法」と同文である。「修史館分局及編輯着手ノ方法附考課表」、「太政類典」第2編・第43巻、太00265100は月日欠とし、それを引用した『東京大学史料編纂所史史料集』（東京大学出版会、2002年）は10年1月とする。「官符原案」において2月決裁の文書に挟まれるため、1月上申、2月決裁かと思われる。

60) 「大学一覽材料 史局沿革概略」、0170-9「史料編纂始末」5。同所収「第二局乙科日記」によると分課は1月27日に定められた。

61) 「地誌編輯事務内務省へ被付儀伺」、「公文録」明治10年・第8巻、公02015100。川田剛から依田学海が聞いた話によると重野安繹が修史館総裁伊地知正治に「史館にありては地理の用なし」と勧め（『学海日録』5巻、岩波書店、1992年、89頁）地誌編輯が廃止されたという。12月10日中村弘毅が「塚本氏転任ノ事ヲ懇請」し「現今卒然解職ニナリテハ甚タ不可然」を理由に「内務省中、地誌編輯ノ地位へ御採用ニ相成度旨ヲ以テ參議ニ請フ」た（『巖谷一六日記』甲賀市教育委員会、2017年、200頁）ためか、1月18日修史館は地理寮への地誌業務移管を伺い26日決裁された。

62) 「修史館ヲ置職制等級ヲ定ム・二条」、「太政類典」第2編・第14巻、太00236100。総裁が「修史ノ大体ヲ裁定シ其是非筆削等事至重ニ渉ル者ハ上奏取裁ス」となり、修史局の総関は廃されたが、修撰が編修官、協修が掌記、繕写生が繕写、局長が館長と改称された程度である。

63) 同上所収、「修史館職制改定」。

修史館第一局において記録管理にあたったのは、記録管理業務を担当してきた下条元春⁶⁴⁾、八木佳平の他、平尾旨延、土岐恭⁶⁵⁾らの官員である。下条、八木、平尾は10年1月27日に掌記と幹事の兼務を命じられ、11月2日修史館職制改定により幹事が廃されると掌記として第一局に属した⁶⁶⁾。また第一局には、10年1月御用掛の幹事として宮島誠一郎、10年11月に監事に就任した三浦安、14年に副監事(15年監事)を兼任した巖谷修が属し、掌記の業務を監督する立場にあったと思われる⁶⁷⁾。図書掛の池田晃淵、池内基らの官員も第一局に属した⁶⁸⁾。

修史館の記録管理制度について、第一局掌記の下条、八木、平尾が11年12月に上申した「第一局掌記事務取扱規則」⁶⁹⁾により明文化された。前文で現状の問題に、第一局内の分課がないため担当者の主務が不明確となり疎漏が生じたことを挙げる。改善策として甲「日記ヲ作ルコト、諸往復案ヲ作ルコト、諸公文ヲ分類纂輯スルコト、応接、府県史往復及ヒ稿本ヲ整頓シ保存スルコト、定額会計ノ算勘及ヒ写字料ヲ調査スルコト」、乙「藩史及ヒ戦没履歴、鹿児島逆徒征討始末等ノ往復案ヲ作ルコト、問標ヲ作ルコト、書籍借貸ノ件、雑品出納補助、諸公文ヲ分類纂輯ヲ補助、日誌諸布達類ヲ編纂スルコト」、丙「辞令ヲ書スルコト、雑品出納ノコト、定額会計ノ算勘及ヒ写字料ヲ計算スルコト、日誌諸布達類ヲ編纂補助」の分課を求めた。

この文書はついで、記録保存のための簿冊作成の問題点と改善策を指摘する。

是迄往復ノ記号甲乙丙丁戊トシ、甲ハ本局、乙ハ用度掛、丙ハ院省使、丁ハ府県、戊ハ皇華士族等ニ區別シ、日々施行ノ件々記号ノ種類ニ從ヒ之ヲ纂輯イタシ置候ニ付、一事ノ始末各処ニ散見シ、他日其事ヲ觀シト欲スルニ甲乙ヲ搜索シ或ハ一記号中数十葉ヲ反覆シ漸ク其ノ顛末ヲ知ルニ至ル、不弁少ラス候ニ付、従前ノ記号ヲ廢シ、更ニ官院省使等ノ大綱ヲ設ケ、其内事項ヲ分チ類從編纂致シ置キ、他日一事ノ始末ヲ容易ニ觀ルヲ得候様仕度、就テハ官院省使等ヲ合一シ総テ一ノ記号ヲ以テシ、本日施行候件ハ翌日之ヲ類從編纂致シ候、尤体裁ハ一ニケ月施行ノ件々類從編纂イタシ可奉候事。

これを「修史局・修史館史料」の簿冊もあわせて整理すると、11年までは往復先を甲～戊の記号に区分して簿冊を編纂していたが、往復先が複数ある案件で支障が多いため、記号を廃し官院省使は一つにまとめ(府県、皇華士族はそのまま)編纂する、との改善を求めた。

往復文書の処理手順・書式についても、第一局起草→監事への伺→施行という手順から、第一局起草→主務局編修官の調印→監事への伺→施行という手順への改正を提案した。

この規則は12年1月に承認され、これに則り第一局の掌記が記録管理を行うこととなる。ただ同年12月1日、再び下条、平尾、土岐の掌記連印で「第一局掌記事務取扱手続書案」が出され、分課の改正と各分課における取扱事項の明文化が図られた⁷⁰⁾。第一局を、庶務、受付、会計、図書、校正の5掛に分ける改正である。庶務掛は「館中一切ノ雑務ヲ管理」するため、日録の作成や公文書の往復、照会への回答など幅広い事務を取り扱うとされた。受付掛は公文書

64) 下条は13年7月病死した(「四等掌記下条元春病死ノ件」、「公文録」明治13年・第135巻、公02766100)。

65) 0170-14-29「修史館日記」12年5月14日。地誌課出身で12年5月第一局掌記となった。

66) 0170-14-1「修史館日記」10年1月27日、0170-14-11「修史館日記」10年11月5日。

67) メール前掲書(51頁)はこの3名のみ第一局の官員として挙げる。

68) 0170-14-1「修史館日記」10年1月27日。

69) 「第一局掌記事務取扱規則」、0170-9「史料編纂始末」8。

70) 「第一局掌記事務取扱手続書案」、0170-9「史料編纂始末」8。

類の受付・送達、会計掛は会計・用度関係事務、図書掛は「秘閣及ヒ本館ノ図書ヲ保存シ出納ヲ管理ス」るための目録作成、校正掛は第一局の業務に関する写字生の管理を掌った。

往復文書の処理手順を以下に要約する。受付掛は文書を受領すると、受付印と自印を捺印、月日を記入し庶務掛へ送る。その際、親展でないものは開封し、諸官省布達日誌類は1部を図書掛に送り秘閣本、1部は修史館備本とする、ただし太政官の布達は館中へ回覧する。

庶務掛は受付掛から受領した文書に自印を捺し、監事に提出する。その際、回答を要する件は監事の指揮を受けてから草案を作成し、回答を要するが例規のある件は先に回答の草案を作成して文書とあわせて監事に提出する。会計関係の件は会計掛へ送る。質問の回答等参考にするべき件は以上の手順を経てから謄写し写を保管する。以上は全て立案書式にもとづき作成し、庶務掛の同僚への回議・調印の上、監事に出す。また往復文書ではない太政官への上申書は監事の命で草案を作成し、監事の点検が済み次第浄写して監事へ提出、検印を得てから進達する。機密の件は監事が自ら処理する。決裁が済み下付された際に月日を記入する。

監事の検印を受けた草案は、庶務掛が当日中（遅延しても3日以内）に浄書、検印済記号を浄写し、受付掛へ送達する。受付掛は送致録に記入し、使部に渡して発出する。また庶務掛では取り扱いの終わった文書を、官省院使等に区別し事項別に編纂し、索引を付し簿冊にまとめる。このほか、文書ではない応接なども規定された。

以降、19年の修史館廃止まで基本的にこの手続きに従って記録管理は行われた。

14年12月、修史館は「大日本編年史」編纂を本格的に行うため、第二局の編輯課が第三局の纂輯課の業務をもとに編纂に取り組むよう再編された⁷¹⁾。「復古記」の編纂も15年6月まで一時停止され、新たな「編修規則」も定められた。第一局は「総裁及ヒ監事、館務ヲ処分スル所」と変わらないが、第四局「図書掛及ヒ雑務所」、第五局「校考写字ノ所」が分離した⁷²⁾。

この改革に伴い記録管理制度に変更がもたらされたかどうか、規則類は管見の限り見当たらない。簿冊類を見る限り、改革前の制度を踏襲して第一局の掌記が担当したと思われる。往復文書において、従来の監事に加え新たに総裁三条実美・副総裁伊達宗城・編修副長官重野安繹の印・花押が確認でき、その点を追加した程度であろう。

続いて次節では、本節で分析した記録管理制度の実態を考察する。

3. 「修史局・修史館史料」にみる修史部局の記録管理

（1）「修史局・修史館史料」の概要

「修史局・修史館史料」は、慶応4（1868）年～明治36（1903）年の史料1624点からなる「明治期における政府の修史・編纂機関であった太政官正院歴史課・太政官正院修史局・太政官修史館にて作成・蓄積され、その後の組織変更・事業移管に伴い史料編纂所に引き継がれた文書・記録群」⁷³⁾である。修史部局は、明治19（1886）年1月修史館廃止後に内閣臨時修史局、21

71) メール前掲書3章2節参照。

72) 以上、0170-9「史料編纂始末」9、14年12月26日。「史料編纂始末」10所収の第四・五局の事務規定は15年1月に規定された。

73) 東京大学史料編纂所の所蔵史料目録データベース「修史局・修史館史料」解題。http://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships_help/OSIDE/W01/shushokaidai/T54.html。目録は同データベースで公開

(1888)年10月帝国大学臨時編年史編纂掛、24(1891)年3月文科大学史誌編纂掛(26年4月廃止)、28(1895)年4月文科大学史料編纂掛、昭和4(1929)年史料編纂所と改組された。

史料の伝来について、本史料群は東京大学の赤門書庫に所蔵されていた。赤門書庫は、大正5(1916)年に史料編纂掛の書庫として竣工・利用が開始された書庫で、昭和4(1929)年に史料編纂掛の新書庫が設置されると非現用書庫とされた。平成21(2009)年、赤門書庫の移管替え(現在は伊藤学術国際センターとして整備)に伴い未整理の史料が搬出され⁷⁴⁾、史料編纂所の整理を経て平成26(2014)年度より「修史局・修史館史料」として公開された。

内容は、「各官庁・府県との往復その他の事務書類、蔵書・借書等の目録、『明治史要』等各種編纂物の稿本など」⁷⁵⁾と解説される。大きく分けて、修史部局が業務上作成した文書と、「征西始末」「明治史要」「復古記」など修史館までにおける編纂物の稿本・史料からなる。

本稿では「修史局・修史館史料」全体の目録編成は行わないが、歴史課、修史局、修史館が業務上作成した文書のうち、前節で分析した記録管理制度にもとづく簿冊を検討する⁷⁶⁾。

(2) 往復文書

往復文書は、2.(3)で引用した12年1月の「第一局掌記事務取扱規則」⁷⁷⁾にもとづき、表1のように区分して理解できる。甲は太政官正院(のち史官本局)、乙は太政官第四科(のち太政官用度掛)、丙は院省使、丁は府県、戊は皇華士族等、との往復を収録した簿冊である。12年の規則により甲～戊の記号が廃止され、乙の系統はなくなり、甲・丙の系統はそれぞれ「官中往復」「省院使往復」の簿冊に統一されたが、基本的な区分は変わらず修史館廃止まで継続された。修史館廃止後に内閣臨時修史局が作成した簿冊も確認でき、甲・丙の系統を引く⁷⁸⁾。またこれらとは異なり、「府県史料」関係の往復は丁系統の「府県往復」には収録されず、各府県ごとに簿冊が作成された⁷⁹⁾。

往復文書は歴史課の幹事掛、修史局の本局(9年10月からは総局)幹事、修史館の第一局幹事(～10年11月)、掌記(10年11月～12年1月)、掌記の甲(12年1月～12年12月)、掌記の庶務掛(12年12月～19年1月)が管理した。ただし、8年9月に修史局に合併し10年12月に内務省地理局に移管されるまでの地誌掛の往復文書は系統・作成者を異にし、修史局地誌掛が作成するなど⁸⁰⁾、記録管理の面からも地誌掛の独自性が垣間見られる。

されている。現状目録と思われ、請求記号01-が659点、02-が95点、03-が452点、04-が105点、05-が2点、06-が1点からなる。

74) 杉本史子「総論」(『近代移行期歴史地理把握のタイムカプセル「赤門書庫旧蔵地図」の研究』東京大学史料編纂所研究成果報告2014-3、2015年)。

75) 註73)に同じ。

76) 編纂物の草稿・史料とは別に、業務上の文書として文書の付箋・断簡や公的な書簡(欠勤、出張先からの通知)、編纂に関する規則や官員の意見書などが確認される。

77) 前掲「第一局掌記事務取扱規則」、「史料編纂始末」8。

78) 「修史局・修史館史料」01-045「閣中往復」19年、02-017「省院庁往復」20年、02-089「回達書類」20年、02-018「(官省往復)」21年。史料編纂所には0170-26「修史局閣中往復」20年もある。

79) 拙稿「修史部局における「府県史料」編纂事業の管理」(『東京大学史料編纂所研究紀要』29号、2019年)。

80) 東京大学史料編纂所蔵「内務省地理局文書」は「修史局・修史館史料」と同様に伝来した。当該期の「府県往復」はC010、C015、C016の3点、「院省使往復」はC008、C017の2点を数える。

表1 「修史局・修史館史料」の往復文書

請求記号	書名	作成者	年月日	注記
甲				
-01-111	内外史往復	修史局	明治8年	〔閲覧不可〕
-04-007	本局各科寮往復	修史局	明治9年	〔甲〕
-01-427	官中往復	修史館	明治11年	〔甲〕
-01-605	官中往復	修史館	明治13年	
-01-428	官中往復	修史館	明治16年	
-02-014	官中往復	修史館	明治18年	
乙				
-02-087	第四科往復	修史局	明治9年	〔乙〕
-01-016	用度掛往復	修史館	明治11年	〔乙〕
丙				
-01-047	院中送達録	修史局	明治9年	〔閲覧不可〕
-01-049	院省使庁往復	修史局	明治9年	〔丙〕
-01-048	官中送達録	修史館	明治10年	〔丙〕
-01-092	院省使往復 丙	修史館	明治11年	〔丙〕
-01-004	省院使往復	修史館	明治14年	
-01-005	省院使往復	修史館	明治16年	
-02-011	省院使往復	修史館	明治18年	
丁				
-02-005	府県往復	修史局	明治9年	〔丁〕
-01-018	府県往復 丁	修史館	明治11年	〔丁〕
-01-019	府県往復	修史館	明治16年	
-02-012	府県往復	修史館	明治18年	
戊				
-04-003	皇華土族社寺往復	修史局	明治9年	〔戊〕
-01-052	皇華土族社寺往復	修史館	明治11年	〔戊〕
-01-053	皇華土族社寺往復	修史館	明治16年	
-02-013	皇華土族往復	修史館	明治18年	

出典：東京大学史料編纂所「修史局・修史館史料」。注記「」は簿冊表紙朱書。

（3）日記・官員履歴類

日記や官員の履歴・諸届類は、日記を歴史課で受付掛が担当した以外、（2）往復文書と同じ掛が部局全体の文書を管理した。留意すべきは、第一に「修史局・修史館史料」とそれ以外の東京大学史料編纂所蔵史料に、同系統の日記⁸¹⁾や官員履歴類⁸²⁾が分かれていること、第二に部局全体の日記とは別に、各部署（局・科・掛）別の日記も並行して存在したこと⁸³⁾である。後述するように、いずれかの段階で「修史局・修史館史料」への選別がなされたと推測される。

81) 「修史局・修史館史料」には05-001「日記 第一号」6年5～9月、05-002「日記」8年10～12月、史料編纂所には0170-13「修史局日記」9年～10年1月、0170-14「修史館日記」10年～12年、内閣臨時修史局の0170-15「修史局日記」19～21年がある。

82) 「修史局・修史館史料」には、01-426「館中官員履歴」8年、10年（01-659）、11年（01-429）、16年（01-430）、18年（02-016）の「館中官員事件」、19年（01-431）、20年（01-658）、21年（01-432）の「局員事件綴込」が、史料編纂所には0170-20「修史館官員履歴」10年、0170-21「修史館官員転免履歴」10～21年、0170-24「歴史課中官員諸届綴」8年、0170-22「修史局職員諸届綴」7～21年、0170-23「修史局員諸届綴」21～25年がある。

83) 「修史局・修史館史料」には、15年（01-635）、16年（01-629）の「明治史要科 館中日記」、17年（01-625）、18年（01-628）の「館中日記」（明治史要科）が、史料編纂所には0170-10「修史局日録」9年地誌掛、0170-11「修史局日録」9年4、5月（科は不明）、0170-12「修史館日記」10～13年第二局乙科がある。

(4) 受付録

受付録は9年～16年の20冊が確認でき⁸⁴⁾、表紙の朱書で「省」と「院府」の簿冊が区分された。規則類に作成部局の記載はないが、歴史課では受付掛、修史局では本局幹事掛、修史館では第一局の管轄で12年12月以降は第一局受付掛が担当し、受付時に記録したと考えられる。

(5) 図書目録

修史部局は5年10月の歴史課設置時から17年1月の太政官文庫設立まで紅葉山文庫の図書を管轄し、歴史課図書掛、修史局図書掛、修史館第一局図書掛(12年1月から第一局庶務掛乙、12年12月から第一局図書掛)といった図書掛が業務を担当し、図書目録を作成した。12年12月「第一局掌記事務取扱手続書案」⁸⁵⁾(以下「手続書」)で定めた規則と、「修史局・修史館史料」の図書目録の簿冊(表2)を対照して、図書目録の種類について説明する。

①は「秘閣図書目録ハ国書経史子集ノ五部ニ区分登録ス」に対応し、漢籍の四部分類(経史子集)に従った配列である。「修史局・修史館史料」中になくは「秘閣書目(経之部二)」⁸⁶⁾、また全体の写本を「秘閣漢籍目録」⁸⁷⁾として史料編纂所が所蔵する。

②は「図書局納本及ヒ秘閣へ蔵ムヘキ献納新写買上書類」の目録である⁸⁸⁾。紅葉山文庫が太政官文庫へ移管された後も、図書掛から同文庫へ図書を送っていたとみられる。

③は修史部局の蔵書目録である。「手続書」に蔵書目録の作成は明示されていないが、歴史課から内閣臨時修史局までの5冊に(甲は不記載)乙丙丁戊の記号が順に付されており、各時期に蔵書目録が作成されたことが判明する。史料編纂所にも同種の蔵書目録の写しがある⁸⁹⁾。

④は「秘閣及ヒ本館図書共搜索ノ為メ別ニ国字分ノ目録ヲ作ル」によるイロハ順の目録である。「手続書」に規定はないが、博物館の図書についても図書目録が作成されていた。

⑤は「書籍出納簿ハ秘閣ト本館トニ分テ之ヲ作り」にあたる出納簿である。図書掛から蔵書を「各局入用ノ際、其書名冊数等記シ之ヲ送致」する際に記された。

⑥は修史部局が他官省や個人から図書・史料を借りる際の「借書目録」や、「貸借証」を綴る簿冊である。全体的な目録のほか、業務で関係史料が重複する内務省地理局地誌掛との専用の目録や、表2には示さなかったが個人との借書目録も作成されていた。

84) 全て「受付録」を書名とする。9年は「省」が「修史局・修史館史料」01-646、01-626、01-129、「省使」が01-126、10年は「省」01-627、01-124、01-136、「院府」01-647、11年は「院府」01-644のみ、12年は「省」01-645、01-648、01-141、01-131、「院府」01-130、13・14年分はなく、15年は「省」01-133、01-127、01-135、「院府」01-132、16年は01-134、01-125(閲覧不可のため未見だが「省」か)が残存する。

85) 前掲「第一局掌記事務取扱手続書案」、「史料編纂始末」8。

86) RS4100-136「秘閣書目(経之部[2])」。RSで始まる史料は東京大学史料編纂所所蔵。

87) RS4100-115「秘閣漢籍目録」8冊、巻1欠、巻9まで。

88) なお、RS4100-46「新刻納本目録」は、表2の「修史局・修史館史料」02-050と01-619の間に入るヨよりテまでの一冊である。

89) RS4100-1「局本目録」6～14年、RS4100-63「修史館蔵書目録」12～14年、RS4100-64「修史局蔵書目録」15～21年。後二者は昭和初年頃の東京帝国大学史料編纂所による写本。

表2 「修史局・修史館史料」の図書目録

請求記号	書名	作成者	年月日	注記
①				
-01-023	秘閣図書目録 乾	-	-	
-01-608	秘閣図書目録 坤	-	-	
-02-045	秘閣図書目録 史之部	-	-	
-02-043	秘閣書目（国書）	-	明治7年2月12日	
-02-044	秘閣書目（史之部）	-	-	「史之部 参」
-01-031	秘閣書目 子之部 四	-	-	
-01-032	秘閣書目 集之部 五	-	-	
-01-033	秘閣書目 附存之部 六	-	-	
②				
-01-082	新購献上収納書籍簿	歴史課図書掛	明治6年5月8日～8年	
-01-085	教部省文部省ヨリ送致新納本目録	-	明治6年9月～7年12月	
-01-086	文部省内務省送致新納本目録	-	明治8年1月～12月	
-01-087	内務省図書局送致新納本目録	-	明治9年1月～12月	
-01-653	内務省図書局 送致新納本目録	-	明治10年1月～12月	
-01-088	内務省図書局送致新納本目録	-	明治12年1月～12月	
-01-089	図書買上献納目録 乙	-	-	
-01-642	内閣記録局 新購和漢書目	-	-	
-01-423	新納本記録掛へ交付目録 一	修史館図書掛	-	
-01-469	新納本送致目録 二	修史館図書掛	明治14年	
-01-622	新納本送致目録	修史館図書掛	明治18年7月8日	「甲」
-01-103	新刻納本目録イヨリクマテ 無印之部	-	-	
-01-104	新刻納本目録ヤヨリスマテ 無印之部	-	-	
-02-050	新刻納本目録イヨリカマテ	-	明治9年	
-01-619	新刻納本目録アヨリスマテ	-	明治9年	
-02-051	新刻納本回達書類	-	明治13年	
-01-106	新刻納本目録	図書掛	明治14年	
-01-105	新刻納本目録及採用之部官局送致本	-	-	
-01-610	官省坊間新刻納本目録 上中之部	-	-	
③				
-01-155	歴史課蔵書目	-	-	
-01-156	修史局蔵書目録 乙号	-	明治8年9月24日	「乙」
-01-113	修史館蔵書目録 丙	-	-	「丙」
-01-154	修史局蔵書目録	-	-	「丁」
-01-114	修史局蔵書目録 戊	-	-	「戊」
-01-615	(蔵書目録)	-	-	
-01-618	(蔵書目録)	-	-	
-01-222	局本目録 国書 乾	-	-	「修史局書目」
-01-641	局本目録 国書	-	-	
-02-040	局本解題（1）	-	-	
-02-041	局本解題（2）	-	-	
-04-006	局本目録 図書別函 草稿	-	-	
-02-048	地誌課書目	-	-	
-01-143	異名同書目録	-	-	
-02-046	国籍目録 上	-	-	
-02-047	国籍目録 中	-	-	
-01-090	図書課本目録	-	-	「浄写し」
-01-122	正院記録課書目	修史局	-	
-01-611	内閣記録局図書課本目録	-	明治18年～19年	
④				
-01-116	秘閣書目伊呂波引（以下題箋欠）	-	-	「複本」
-01-607	秘閣書目伊呂波引 史之部 三	-	-	「複本」
-01-617	秘閣書目伊呂波引 子之部 四	-	-	「複本」
-01-028	秘閣書目伊呂波引 子之部 四	-	-	「複本」
-01-606	秘閣書目伊呂波引 集之部 五	-	-	「複本」
-01-117	秘閣書目伊呂波引 附存 六	-	-	「複本」
-01-043	以呂波引博物館書目一 従イ至ル	修史館図書掛	-	「七ノ一」
-01-044	以呂波引博物館書目二 従ヲ至ナ	-	-	「七ノ一」

請求記号	書名	作成者	年月日	注記
-01-041	以呂波引博物館書目三 従ラ至ア	-	-	「七ノ一」
-01-042	以呂波引博物館書目四 従サ至ス	-	-	
-01-026	以呂波引秘閣本目録	-	-	
-01-040	以呂波引閣本目録 国書	-	-	
-01-027	伊呂波引秘閣書目	-	-	
-01-029	閣本・館本以呂波引目録一 自イ至ト	-	-	
-01-655	閣本・館本以呂波引目録二 自チ至タ	-	-	
-01-654	閣本・館本以呂波引目録三 自レ至ヤ	-	-	
-01-657	閣本・館本以呂波引目録四 自マ至エ	-	-	
-01-656	閣本・館本以呂波引目録五 自テ至ミ	-	-	
-01-030	閣本・館本以呂波引目録六 自シ至ス	-	-	
⑤				
-02-042	秘閣図書貸渡返納往復留	-	明治6年	
-02-022	送致録	図書掛	明治10年11月～11年12月	
-02-024	送致簿	図書掛	明治12年1月～12年12月	
-01-420	送致簿	図書掛	明治13年	
-01-643	送致簿	-	明治14年	
-02-025	送致簿	-	明治15年	
⑥				
-01-614	借書目録	-	明治6年5月～8年10月	
-01-616	借書目録	-	明治10年3月～14年12月	
-01-609	借書以呂波目録	-	明治6年5月～8年10月	「甲」
-01-624	借書以呂波目録	-	明治8年10月～10年3月	「乙」
-01-034	借書以呂波目録 丙上	-	-	「丙上」
-01-620	借書以呂波目録	-	-	「丙下」
-01-035	借書以呂波目録 丁	-	-	「丁」
-01-036	官庁借書目録 一	-	-	
-01-037	官庁借書目録 三	-	-	
-01-115	借本書主索引	-	-	
-01-421	内閣及帝国図書館ヨリ可借入書目控乙	-	-	
-01-649	書籍貸借証書	歴史課	明治6年5月	
-01-424	書籍借貸証書	修史館	明治10・11年	
-01-112	書籍借貸証書	修史館	明治12年	
-01-107	借書証控綴込	修史館	明治13年	
-01-108	借書証控綴込	修史館	明治14年	
-01-140	借書証控綴込	修史館	明治15年	
-01-181	借書証控綴込	修史館	明治16年	
-01-180	借書証控綴込	修史館	明治17年	
-01-148	戻入 借書証扣綴込	修史館	明治18年～19年	
-01-417	証書綴込	-	明治17年～21年	
-02-027	借書送証簿	修史館	明治18年	
-02-028	借書送証簿	修史局	明治19年～21年	
-02-023	書籍借用往復書	-	明治11年5月～16年4月	

出典：東京大学史料編纂所「修史局・修史館史料」。注記「」は簿冊表紙朱書。

（6）「修史局・修史館史料」の形成

以上、「修史局・修史館史料」の簿冊に関して記録管理制度と運用の実態の対応を考察した。「修史局・修史館史料」に関し、管見の規則類からはいつどのような選別がなされたか明確でなく、所蔵場所も部局の改組に伴い幾度か変遷したため、史料群の成立時期は特定できない。ただ史料の年代は下限を明治36年とするが、明治21年以降の史料は書簡や欠勤届など相対的に重要度の低い文書である。今回未検討の編纂物の稿本等の残存状況も見限り、明治21年の帝国大学臨時編年史編纂掛設置、つまり修史事業の帝大への移管に画期が想定される。いつかの段階で明治21年を画期として、それ以後も業務上利用するものと、太政官期までで終了・停止した編纂事業の史料・事務的文書との、現用・非現用を区分したと考えられる。その非現用の史料群が集積され、現在の「修史局・修史館史料」が形成されたと推論する。

おわりに

最後に本稿の成果と課題を述べる。1では記録管理部局と修史部局の関係について、明治元年11月記録編輯掛、3年11月記録編輯局、4年8月記録局（同9月記録分局設置）といった記録管理部局を経て、5年10月に歴史課が成立する過程を考察した。この歴史課設置の前提として、政府の様々な記録管理を掌る記録局を分課する構想が先立って存在し、それが正院の分課として内史・外史に記録課から独立した各課が置かれるかたちに結実したことを論じた。

2では3項に分けて、歴史課、修史局、修史館の記録管理制度を段階的に分析した。記録管理は、歴史課では幹事掛を中心に図書掛や受付掛が担当職務を分担し、修史局では本局の幹事掛が受付業務も行い、図書出納は図書掛が担当した。修史館に改組され第一局が記録管理担当となると、記録局出身の官員により従前の制度の未整備が問題とされた。明治12年に2度にわたり、第一局内の分課や取扱事項の明文化、記録管理の手順の洗練が図られた。

3では「修史局・修史館史料」の簿冊から修史部局における記録管理の実態に迫り、往復文書、日記・官員履歴類、受付録、図書目録について整理した。「修史局・修史館史料」と、東京大学史料編纂所が所蔵する事務書類や、「内務省地理局文書」の簿冊との関連性を指摘した。「修史局・修史館史料」は、明治21年の帝国大学臨時編年史編纂掛設置を現用・非現用の区分とする、非現用の文書を集積した史料群であると推測した。

以上をもとに、修史部局における修史的側面とアーカイブズ的側面の両義性について何がいえるだろうか。修史部局の成立経緯からは、修史部局と同様に記録管理部局から派生した地誌や政表（統計）の編纂事業も、アーカイブズと重なる性格を有したと想定できる。問いを大きくするが、公文書ではない政府外の記録を収集・保存する修史・地誌・統計などの編纂事業にも着目することで、明治政府の記録管理やアーカイブズ認識の外延を捉えられるだろう。

如上の経緯もあって、成立後の修史部局は歴史書の編纂にとどまらない史料や図書の収集・保存といったアーカイブズ的側面を抱え込み、それに応じた記録管理制度が形成された。本稿で示した制度や簿冊をもとに、その実態を解明することが期待される。例えば「修史局・修史館史料」の図書目録と、東京大学史料編纂所が所蔵する史料・図書類を対照することで、修史部局における史料収集・蔵書形成を分析できる。また、太政官期の修史部局の両義性は、修史館廃止後の修史部局にはどう引き継がれただろうか。修史部局と記録管理部局との恒常的な関

係や各官省との往復文書⁹⁰⁾を具体的に考察することで、今後その課題に応えたい。



図1 太政官期の記録管理部門～修史部局の組織変遷図

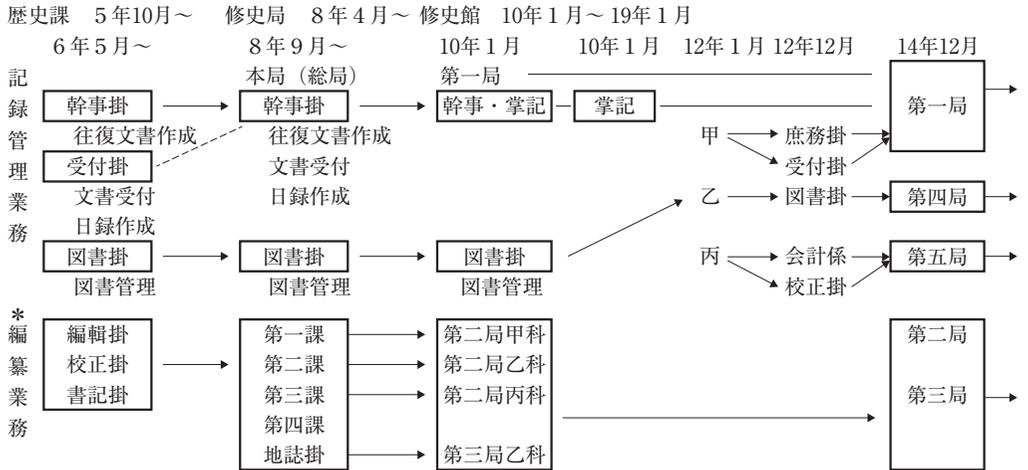


図2 修史部局における記録管理担当掛

*本研究は日本学術振興会平成30年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）課題番号：18J11800の成果の一部である。

90) 今回言及できなかつたが、「修史局・修史館史料」とは別に、0170-9「史料編纂始末」には「請裁録」と題する修史部局の伺・決裁をまとめた往復簿冊が編綴されている。

**Records Management at the Office of Historiography under the Dajō-kan
in the Meiji period
– Analysis of the *Shūshi-kyoku* and *Shūshi-kan Shiryō* –**

SATO, DAIGO

This article analyzes records management of the Office of Historiography under the Dajō-kan during the Meiji period. The Office of Historiography, derived from the record administration department of the Dajō-kan, is an important example when considering the recognition and institutionalization of archives in that period because it has archival aspects such as collection and management of historical records or books in addition to the historical aspects, compiling history.

While presenting the compilation of the *Kiroku Henshū*, we discussed the history of the establishment of the History Division by expressly giving the following three chronological orders and the corresponding name: the Kiroku henshū gakari in November of Meiji 1, as the Kiroku henshū kyoku in November of Meiji 3, and as the Kiroku kyoku in August of Meiji 4 (the branch of the Kiroku kyoku was established in September in the same year) We assumed that the subdivision concept within the Seiin Records department responsible for the various records management of the government was settled down by making it a subdivision of the Seiin. We then concluded that the establishment of the History Division of October of Meiji 5 was the result of the subdivision of each department of the recording office into Naishi and Gaishi.

We analyzed the records management of the Office of Historiography by using the *Shūshi-kyoku* and *Shūshi-kan Shiryō* owned by the Historiographical Institute of the University of Tokyo. Regarding the record management system, we clarified stage by stage the History division, the *Shūshi-kyoku*, and the *Shūshi-kan*, and then pointed out that the officials from the bureau of records made preparations such as clarification of handling matters. In addition, we approached to the actual situation of the record management corresponding to the system. We organized books of round-trip documents, diary / official history, acceptance records, book bibliographies described in the *Shūshi-kyoku* and *Shūshi-kan Shiryō*, and then showed the correspondences with books separately owned by the Historiographical Institute of the University of Tokyo.

Based on the above, we pointed out that consideration of chorography and or statistical compilation projects which have history of establishment and or archives aspects similar to the ones of the Office of Historiography are indispensable to understand record management of the government during that period.